

令和5年5月11日招集

第1回室蘭市議会臨時会

議案

令和5年5月11日招集 第1回室蘭市議会臨時会議案

目 録

番 号	件 名
議案第1号	室蘭市特別職の職員の給与に関する条例中一部改正の件
議案第2号	室蘭市職員の特殊勤務手当に関する条例中一部改正の件
議案第3号	室蘭市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例中一部改正の件
議案第4号	工事請負契約締結の件(入江運動公園陸上競技場第2種公認更新改修工事)
議案第5号	監査委員(議員選出)の選任について同意を求める件
議案第6号	副市長の選任について同意を求める件
議案第7号	固定資産評価員の選任について同意を求める件
報告第1号	専決処分について承認を求める件(令和5年度室蘭市一般会計補正予算(第1号))
報告第2号	専決処分について承認を求める件(室蘭市税条例及び室蘭市都市計画税条例の一部を改正する条例)

室蘭市特別職の職員の給与に関する条例中一部改正の件

室蘭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正したい。

令和5年5月11日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

室蘭市特別職の職員の給与に関する条例（昭和57年条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「令和元年5月10日から令和5年4月30日」を「令和5年5月11日から令和9年4月30日」に、「令和5年5月11日」を「令和9年5月11日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特別職の給料月額を減額する特例措置について、対象期間を延長したいので、本案を提出する。

室蘭市職員の特殊勤務手当に関する条例中一部改正の件

室蘭市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正したい。

令和5年5月11日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

室蘭市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成8年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第6項及び第7項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、防疫等作業手当の特例措置を廃止したいので、本案を提出する。

室蘭市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例中一部改正の件

室蘭市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正したい。

令和5年5月11日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

室蘭市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年5月12日から施行する。
（室蘭市特別職の職員の退職手当条例の一部改正）
- 2 室蘭市特別職の職員の退職手当条例（昭和46年条例第28号）の一部を次のように改正する。
第3条の見出し中「市長等の」を削り、同条中「市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び病院事業管理者（以下「市長等」という。）の」を削り、同条第3号中「病院事業管理者」を「地方公営企業管理者」に改める。
第4条の見出し中「市長等の」を削り、同条第1項中「市長等の」を削り、「市長等として」を「特別職の職員として」に改め、同条第2項中「市長等」を「特別職の職員」に改める。
第5条を削り、第6条を第5条とする。
（室蘭市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）
- 3 室蘭市特別職の職員の給与に関する条例（昭和57年条例第22号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び病院事業管理者（以下「市長等」という。）」を「特別職の職員」に改め、同条第2項を削る。

第4条の見出し中「市長等の」を削り、同条中「市長等」を「特別職の職員」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附則第7項中「市長等」を「特別職の職員」に改める。

別表第1中「病院事業管理者」を「地方公営企業管理者」に改め、管理者の項を削る。

(提案理由)

水道事業及び下水道事業について、単独の公営企業管理者を置くことに伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出する。

工事請負契約締結の件（入江運動公園陸上競技場第2種公認更新改修工事）

下記のとおり工事請負契約を締結したい。

令和5年5月11日提出

室蘭市長 青山 剛

記

- 1 契約の目的 入江運動公園陸上競技場第2種公認更新改修工事
- 2 工事場所 室蘭市入江町
- 3 契約の方法 随意契約
- 4 契約金額 613,800,000円
(うち消費税及び地方消費税の額 55,800,000円)
- 5 契約の相手方 藤川・新和・石原・熊谷・環境緑地研究所 異業種特定建設工
事共同企業体

代表者 室蘭市東町3丁目21番1号
藤川建設 株式会社
代表取締役社長 藤川 康司
構成員 室蘭市宮の森町1丁目9番8号
新和建设 株式会社
代表取締役社長 天沼 礼二
構成員 室蘭市宮の森町4丁目22番25号
石原建設 株式会社
代表取締役社長 石原 一人

構成員 室蘭市本輪西町3丁目16番29号
有限会社 熊谷解体工業
代表取締役 伊藤 寛司

構成員 札幌市中央区北4条6丁目1-1
株式会社 環境緑地研究所
代表取締役 村上 恒久

(提案理由)

入江運動公園陸上競技場第2種公認更新改修工事について、随意契約による契約を締結したいので、議会の議決に付すべき室蘭市の契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出する。

入江運動公園陸上競技場第2種公認更新改修工事

- 1 工 事 名 入江運動公園陸上競技場第2種公認更新改修工事
- 2 工事場所 室蘭市入江町
- 3 工事概要

公益財団法人日本陸上競技連盟の第2種公認検定合格の要求水準を満たす以下の工事

A) 全天候舗装関係

ウレタン舗装 8,017㎡

※走路・助走路・半円部分のアスファルト下層改修

B) 走路関係

走路幅・助走路幅のレーンライン塗装 一式

C) 標識タイル

ステンレス製 400mトラック、8レーン 一式

D) 水濠補修

コンクリート枠撤去 一式

E) 芝生関係

芝生切下げ、張替え 一式

F) その他

第2種公認検定合格の要求水準を満たす上記以外の工事
並びに第2種公認検定受験及び認定に必要な業務

- 4 工 期 令和6年3月31日まで

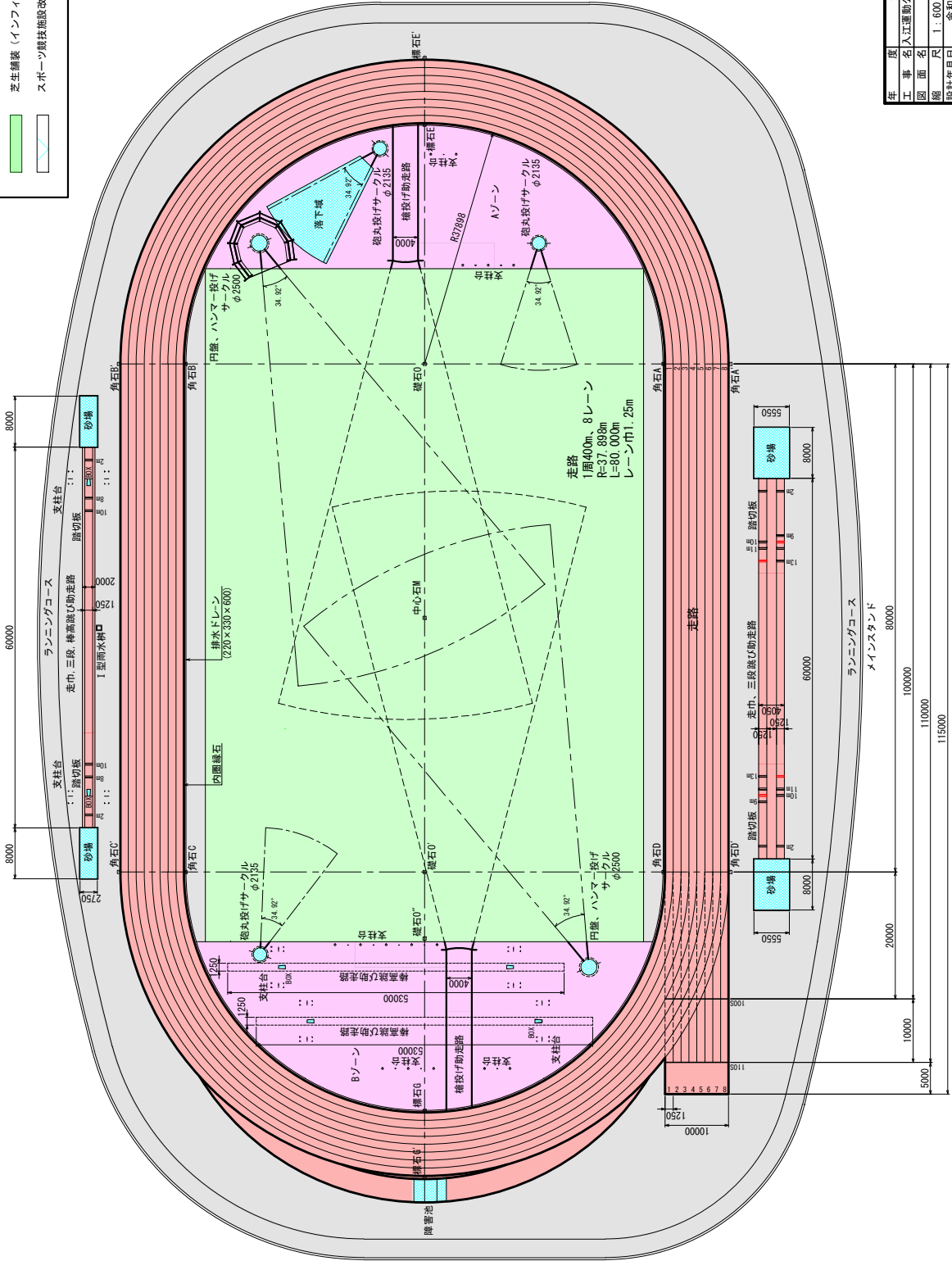
年度	令和5年度
工事名	入江運動公園陸上競技場改修工事
図面名	平面図
縮尺	1:600
図面番号	
設計年月日	令和 年 月 日
室蘭市	

工事概要

- ウレタン舗装 (トラック及び跳躍走路)
- ウレタン舗装 (インフィールドA・B)
- 芝生舗装 (インフィールド)
- スポーツ競技施設改修

平面図 S=1:600

(走路、助走路レーン巾1.250m → 1.220m)



副市長の選任について同意を求める件

本市副市長 小泉 賢一 氏は、令和5年5月11日をもって任期満了となるので、その後任として、下記の者を選任したく、地方自治法第162条の規定に基づき、同意を求める。

令和5年5月11日提出

室蘭市長 青山 剛

記

な ら しん いち
奈 良 信 一

固定資産評価員の選任について同意を求める件

本市固定資産評価員 奈良 信一 氏から、令和5年5月11日をもって辞任したい旨
申し出があったので、その後任固定資産評価員として、下記の者を選任したく、地方税法
第404条第2項の規定に基づき、同意を求める。

令和5年5月11日提出

室蘭市長 青山 剛

記

たか はし とも き
高 橋 知 規

専決処分について承認を求める件
(令和5年度室蘭市一般会計補正予算(第1号))

地方自治法第179条第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和5年5月11日提出

室蘭市長 青山 剛

記

- 1 専決事項 令和5年度室蘭市一般会計補正予算(第1号)
- 2 専決内容 別紙
- 3 専決処分年月日 令和5年4月12日

令和 5 年度室蘭市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度室蘭市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 83,380 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,279,380 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,051,089	83,380	8,134,469
	4 交付金	1,924,146	83,380	2,007,526
歳 入 合 計		46,196,000	83,380	46,279,380

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		11,893,525	83,380	11,976,905
	2 児童福祉費	3,754,960	83,380	3,838,340
歳 出 合 計		46,196,000	83,380	46,279,380

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,051,089	83,380	8,134,469
歳入合計	46,196,000	83,380	46,279,380

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	11,893,525	83,380	11,976,905
歳出合計	46,196,000	83,380	46,279,380

2 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,051,089	83,380	8,134,469
4 交付金	1,924,146	83,380	2,007,526
2 民生費交付金	1,053,029	83,380	1,136,409

一般会計

3 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民生費	11,893,525	83,380	11,976,905	83,380	
2 児童福祉費	3,754,960	83,380	3,838,340	83,380	
5 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	0	83,380	83,380	国庫支出金 83,380	

一般会計

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 庫 支 出 金	道 支 出 金	地 方 債	
83,380			
83,380			

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費 交付金	83,380	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 83,380

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	480	子育て世帯生活支援特別給付金 79,900
3 職員手当等	600	子育て世帯生活支援特別給付金給付事務経費 3,480
10 需用費	420	
11 役務費	480	
18 負担金補助 及び交付金	81,400	

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(1,218) 514	639,769	1,916,022	1,340,407	3,896,198	808,616	4,704,814	
補正前	(1,218) 514	639,289	1,916,022	1,339,807	3,895,118	808,616	4,703,734	
比 較	()	480		600	1,080		1,080	
職 員 手当等 の内訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当						
	補正後	122,549						
	補正前	121,949						
	比 較	600						

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	514	1,916,022	1,290,459	3,206,481	685,831	3,892,312	
補正前	514	1,916,022	1,289,859	3,205,881	685,831	3,891,712	
比 較			600	600		600	
職 員 手当等 の内訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当					
	補正後	122,549					
	補正前	121,949					
	比 較	600					

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	期末手当	計			
補正後	(1,218)	639,769	49,948	689,717	122,785	812,502	
補正前	(1,218)	639,289	49,948	689,237	122,785	812,022	
比 較	()	480		480		480	

※ () 内は、パートタイム会計年度任用職員で外数。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
職員手当等	600	その他の増減分	600 子育て世帯生活支援特別 給付金給付事業に係る増 600	

専決処分について承認を求める件
(室蘭市税条例及び室蘭市都市計画税条例の一部を改正する条例)

地方自治法第179条第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和5年5月11日提出

室蘭市長 青山 剛

記

- 1 専決事項 室蘭市税条例及び室蘭市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 2 専決内容 別紙
- 3 専決処分年月日 令和5年3月31日

室蘭市税条例及び室蘭市都市計画税条例の一部を改正する条例

(室蘭市税条例の一部改正)

第1条 室蘭市税条例(昭和25年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第85条第1項及び第5項並びに第88条第1項中「施行規則第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第12条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第12条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第12項中「の規定により読み替えて準用する法附則第15条の6第2項」を削り、同条第13項を削る。

附則第19条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ中「6,9

00円」とあるのは「3,500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第19条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

(室蘭市都市計画税条例の一部改正)

第2条 室蘭市都市計画税条例(昭和32年条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第12項中「第10項、第14項、第16項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項、第33項若しくは第36項」を「第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項、第32項、第35項若しくは第46項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の室蘭市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)

(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取

引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の室蘭市税条例附則第19条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後の室蘭市都市計画税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第 号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第2条の規定による改正後の室蘭市都市計画税条例附則第12項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第35項」とする。